

平成 28 年 6 月 13 日

契約者さま・発電契約者さま各位

東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター

電気使用量等の確定通知の遅延にともなう協定について

平素より弊社事業運営にご理解を賜り、誠にありがとうございます。

過日、弊社ホームページ等でもお知らせしておりますとおり、現在、契約者さま・発電契約者さまに対して、電気をご使用される皆様の月間確定使用量データ等をお知らせする作業が一部遅延しております。ご迷惑をおかけしております契約者さま・発電契約者さまには心よりお詫び申し上げます。

これに対して弊社は、平成 28 年 6 月 1 日付のプレスリリース「電気使用量の確定通知の遅延に関する報告について」でお知らせした対応方針にもとづき、6 月中に未通知に伴う影響の解消を図っており、現在までに未通知分の減少について、一定程度の効果を確認できている状況です。

一方で、未だ確定使用量等をお伝えできていない分が一部あること、および契約者さま・発電契約者さまから一刻も早い使用量等の確定を望む声を多数頂いていることを踏まえ、未通知分については、下記のとおり協議によって使用量等を定めることをご提案させていただく次第でございます。

事情ご賢察のうえ、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 協議の概要

託送供給等約款「29 電力および電力量の算定」(26) に則り、月間の電気使用量・最大需要電力および電気発電量(以下「使用量等」といいます)が把握できない地点について、後述の 2.(1)②記載の期間、前年同月の使用量等を基準とした 2.(2)記載の算定方法により使用量等を確定させていただくことに契約者さま・発電契約者さまからご同意いただける場合、当該方法により算定した協議値をもって使用量等を確定し通知させていただきます。

2. 具体的な取扱い

(1) 協議の対象

① 地点

以下の 2 点にあてはまる地点を協議の対象といたします。

- ・ 低圧規模の受電地点および供給地点

- ・ 検針日から4営業日を経過してなお使用量等を通知できておらず、かつ弊社の調査の結果、月間の使用量等が把握できない地点
 - ※ 高圧以上の規模の地点で使用量等を確定できない場合、本協議によらず、個別に協議をお願いさせていただきます。

② 協議による使用量等の算定期間

平成28年4月分以降

- ※ 使用量等の通知遅延については、抜本的改善に向けて鋭意取り組んでおりますが、当該事象が発生している当面の間は、本協議により使用量等を確定させていただきたく存じます。

(2) 協議値の算定

以下により算定いたします。

① 月間の使用量等

$$\frac{\text{前年同月の使用量等}}{\text{前年同月の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

- ※ 新築一年未満等で前年同月の使用量等がない場合、前月の使用量等を用います

② 30分ごとの使用量等

上述により算定した月間の使用量等を協定期間の30分ごとの使用量等として均等に配分して得られる値といたします。

- ※ 太陽光発電設備の発電地点における30分ごとの発電量は、毎日8時～16時の間に発電したものととして、当該時間内で均等配分して得られる値といたします。

(3) 協議

上記の方法による使用量等の確定について、本日以降、改めて弊社より契約者さま・発電契約者さまにご提案のご連絡をいたします。その際、契約者さま・発電契約者さまにご同意いただけましたら、協議成立とさせていただきます。本協議以外の方法で使用量等を確定することをご希望される場合には、その旨をお申し出ください。弊社といたしましては、平成28年6月24日（金）までに上記の方法により、使用量等を確定させていただきたいと考えておりますので、事情ご賢察のうえ、何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

(4) 協議対象および協議値の通知

協議成立した後、所定形式（XMLファイル形式）によりご提供いたします。なお、協議値にてご提供した分については、当該地点の供給地点特定番号のリストをシステムのお知らせ欄に掲載またはメール等にて、お知らせする予定です。

以 上